

## 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成24年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「宜野湾市」を「那覇市 宜野湾市 石垣市 浦添市 名護市」に、「うるま市」を「うるま市 宮古島市」に、「南城市」を「南城市 国頭村 東村 今帰仁村 本部町」に、「恩納村」を「恩納村 宜野座村 金武町」に、「渡名喜村」を「渡名喜村 久米島町」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の第2条の表左欄に掲げる事務に係る沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）及び沖縄県人事委員会規則（以下「条例等」という。）の規定により沖縄県教育委員会がした認定その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ同表右欄に掲げる市町村の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、当該市町村の教育委員会がした認定その他の行為とみなす。

3 施行日前に条例等の規定により沖縄県教育委員会に対してなされた届出で、施行日以後においては改正後の第2条の表右欄に掲げる市町村の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、当該市町村の教育委員会に対してなされた届出とみなす。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 理 由

沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県人事委員会規則に基づく市町村立学校教職員の扶養手当の認定に関する事務等沖縄県教育委員会の権限に属する事務の一部について、権限移譲の協議の整った市町村が処理することとする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。